

議 案 第 45 号

松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の改正に伴い、市道に設ける道路標識のうち、案内標識等の寸法を定めるため。

松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下同じ。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(道路標識の種類及び番号)

第3条 この条例における道路標識の種類及び番号は、令別表第1に定めるところによる。

(標識の寸法)

第4条 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、別表のとおりとする。

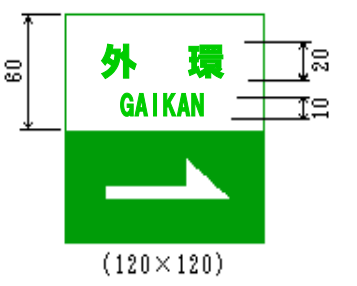
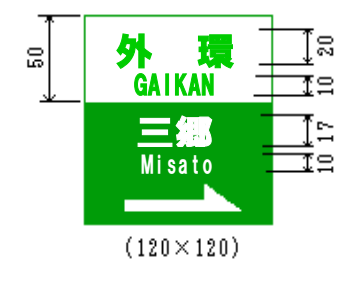
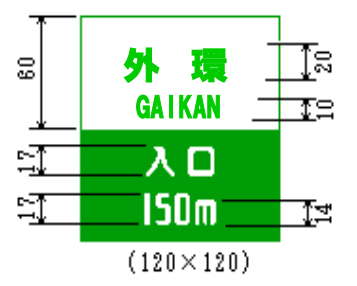
附 則


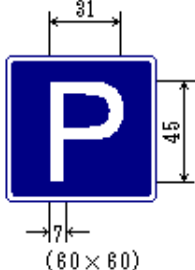
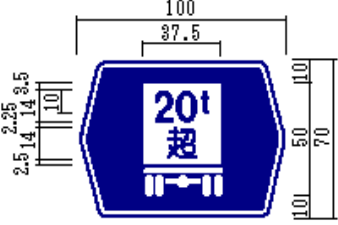
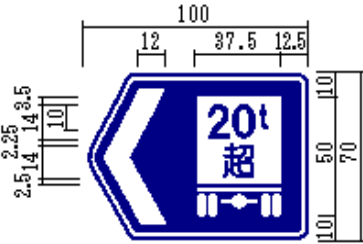
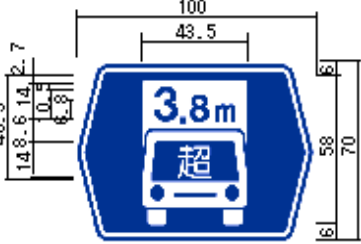
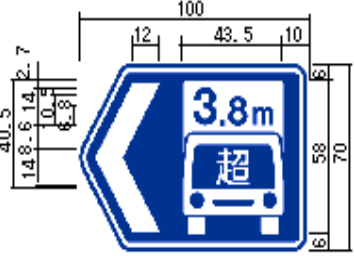


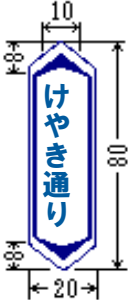
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表

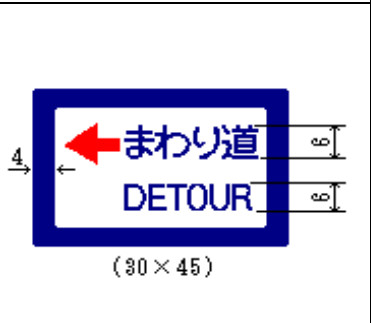
1 案内標識

(単位 センチメートル)

入り口の方向（103-A）	入り口の方向（103-B）	入り口の予告（104）
 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>

待避所 (116の3)	駐車場 (117-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)
 <p>(90×60)</p>	 <p>(60×60)</p>	
総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)
		
道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)
		






まわり道 (120-A)



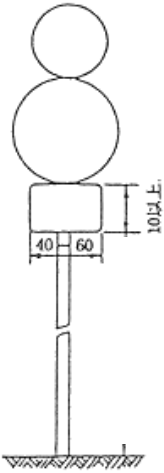

2 警戒標識

(単位 センチメートル)

本標識板	十形道路交差点あり (201-A)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)
	信号機あり (208の2)	落石のおそれあり (209の2)

路面凹凸あり（209の3）	合流交通あり（210）	車線数減少（211）
		
幅員減少（212）	二方向交通（212の2）	
		

3 補助標識 (単位 センチメートル)

補助標識板	注意事項（510）
	

備考

1 本標識の表示板

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。

イ 警戒標識については、道路の形状、交通の状況等により必要があるときは、交通の安全と通行の円滑に支障のない範囲内で、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

ウ 「駐車場（117-A）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

エ 「駐車場（117-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・118の3-B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・118の4-B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（ウに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 「道路の通称名（119-A・119-B・119-C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

カ 表示する文字の字数により「道路の通称名（119-A・119-B）」を表示する案内標識については図示の横寸法、「道路の通称名（119-C）」を表示する案内標識については図示の縦寸法を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 案内標識で、「入口の方向（103-A・103-B）」、「入口の予告（104）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114-B）」、「待避所（116の3）」、「駐車場（117-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・118の3-B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の

4-A・118の4-B)」、「道路の通称名(119-A・119-B・119-C)」及び「まわり道(120-A)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

イ 「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」及び「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、アの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

ウ 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを基準とする。

エ 「市町村(101)」、「方面、方向及び距離(105-A・105-B・105-C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び方向の予告(108-A・108-B)」、「方面及び方向(108の2-A・108の2-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」及び「著名地点(114-A・114-B)」を表示する案内標識に、市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

オ 「駐車場(117-A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

カ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識 縁は、「待避所(116の3)」、「駐車場

(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・118の3-B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・118の4-B)」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名(119-A・119-B・119-C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) 警戒標識 縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識の表示板の寸法

- (1) 図示の寸法を基準とする。
- (2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。